2022年度　司書部要求書（案）

**下線太文字は、役員提案**

＊＊**最重点項目**

**司書の採用試験を継続して行い、全ての県立高校に専任･専門･正規の学校司書を配置すること。**

（＊重点項目）

**Ⅰ.　権利確立・労働条件向上に関する要求**

＊　１．司書の採用試験を継続して行うこと。正規司書の割合を増やし、会計年度任用職員の人数はできる限り少数とすること。

＊　２．採用試験の実施にあたっては、年齢制限の撤廃、経験者枠の活用など、より多くの経験者が受験できるような条件を整えること。

＊　３．新規採用者を県立図書館などに配置するときは、複数採用して学校図書館にも配置すること。

＊　４．民主的で公正な人事を行うこと。

　　（１）学校運営計画、図書館活動計画を無視した人事を行わないこと。

　　（２）学校司書の年度途中の異動は行わないこと。

　　（３）遠距離通勤や広域異動など、生活を破壊するような人事は行わないこと。

　　（４）ヒアリングは校長が責任をもって十分に行うこと。

　　（５）本人の希望を尊重し、納得のいく人事を行うこと。

　　（６）**業務に支障をきたさないよう内示前に早期に本人に伝えること。**

（７）県立図書館など高等学校以外への図書館へ異動する可能性が出てきた時点で校長を通して伝えること。学校司書採用の司書を希望なく県立図書館等に異動させないこと。

　　（８）高校以外に異動させる事で正規司書の数を減らす事のないようにすること。

（９）学校現場の特殊性に配慮し、学校司書の異動は原則６年以上とすること。

＊　５．改正「学校図書館法」が実効性あるものとなるよう国に働きかけること。

　　（１）すべての学校に専任・専門・正規で配置すること。

　　（２）高校定数法に規定すること。

　　（３）現職者が完全に移行できるものとすること。

＊　６．会計年度任用職員制度については、「学校司書への会計年度任用職員制度に関する確認書」に基づいて運用すること。

（１）採用要件審査を厳格化し、必ず司書資格を有する者を採用すること。

　　（２）「県立高等学校会計年度任用職員（学校司書）候補者登録制度」の問題点を明らかにし、問題がある場合はその都度協議すること。

　　（３）学校運営に支障のないようにすること。

　　（４）業績評価の導入に伴い、面談を行うこと。

　７．障がい者雇用制度導入など採用方法・採用条件が変わるときは、なるべく早く周知すること。また、職

　　　　員団体とよく協議し、合意のもとで慎重に運用すること。

　８．資格取得や専門性を高めるため、研修の機会と費用を保障すること。

　　（１）県教委主催の学校司書研修会及び新規採用者等研修の民主的な運営と充実を引き続きはかること。

　　（２）図書館業務にかかわるパソコン研修の機会と費用を保障すること。

　　（３）各種研修会、図書館大会、ＳＬＡの研究会等への参加費用の保障を拡大すること。

　　（４）総合教育センターの研修に学校司書の自主的参加と旅費を保障すること。また、職員キャリア開発センターの研修内容を改善・充実させること。

　　（５）文部科学省認定の資格講習を受講するための条件整備を行うこと。また、受講は出張扱いとし、必要経費はすべて公費負担とすること。

　　（６）学校休業日等の学校以外での研修を保障すること。

　９．「学校司書業務支援要領」の運用にあたっては、特定の学校に負担が偏らないよう配慮すること。また、現状把握と改善のために、高教組と話し合う場を定期的に設けること。

１０．職務の特殊性を考慮した勤務を保障すること。また、このことについて校長及び事務長に指導するこ

と。

　　（１）勤務実態にあった柔軟な勤務時間設定を認めること。

　　（２）代休を保障すること。

１１．労使間の確認事項を遵守すること。

１２．雇用形態に関わらず、職員会への出席、校務分掌への参加がすすむよう校長及び事務長に指導するこ

と｡

**Ⅱ．生活向上・賃金・身分保障に関する要求**

＊　１. 中級専門職である学校司書の昇任について改善すること。

（１）専門幹への任用を早期に行うこと。

（２）主任への昇任を早急に実施すること。

（３）主任、主査、主幹、専門幹、副参事の選考基準を明らかにして任用は公正に行い、男女・部署の差別をなくすこと。

＊　２．専門職学校司書にふさわしい給与とするために、賃金改善の手立てを講じること。

３．勤務実態に見合う超過勤務手当を完全支給すること。

４．評価制度の公正な運用をすること。

５．定年延長制度導入にあたっては、誠実な交渉を行うこと。また、諸問題の解決に引き続き努力するこ

と。

＊　６．再任用職員の待遇を改善すること。又、対象者の希望を尊重して任用すること。

＊　７．会計年度任用職員の待遇を改善すること。

（１）賃金を改善し、勤勉手当、扶養手当、住居手当、寒冷地手当などを支給すること。

　　（２）年次休暇、特別休暇、療養休暇など、有給休暇を拡充すること。

**Ⅲ.　教育条件・教育財政の向上に関する要求**

＊　１．すべての高校（全・定・通・分・キャンパス校・サテライト校）と附属中学校に、学校司書を配置すること。

＊　２．地域キャンパス校（中条、犀峡）、サテライト校（望月）、戸隠分校への学校司書配置と十分な図書費の配当およびシステム更新。当面は学校図書館担当職員（学校司書）の勤務日数の大幅増と継続的配置。

＊　３．佐久平総合技術高校については恒常的に両キャンパスに司書を配置すること。

＊　４．中高一貫校に学校司書を複数配置し、中学校用図書費を別枠配当すること。パソコン機器（高校と同じソフト）を中学用に複数配置すること。機器の更新をすること。

５．定時制・多部制・通信制を持つ高校には学校司書を複数配置すること。

＊　６．学校図書館充実のために、恒常的な図書費を保障すること。

　　（１）図書費の運用にあたっては、図書館資料費としての趣旨を徹底させること。

（２）図書費を大幅に増額すること。

　　（３）探究学習や教育課程の変更に伴う新たな学習課題に迅速に対応するため、また、外国由来や障がいを持つ生徒の学力保障をするための十分な図書費を保障すること。

　 （４）「学校図書館整備等５か年計画」の「新聞配備費」を予算化すること。

（５）複数学科等をもつ学校には加配すること。

（６）図書費の算定基準に通信制生徒を加えることに伴い、図書費総額を増額すること。

　　（７）予算の内示は早期に行い、配当基準を明確にすること。

７．教育予算の大幅増額をはかり、保護者負担を軽減すること。

８．司書教諭発令にあたって次の点を配慮すること。

　　（１）司書教諭を特別な職としないこと。

　　（２）発令は学校長が行うこと。

＊　９．高校再編を理由とした不利益を生じさせないこと。

　　（１）統廃合対象校には最終年度まで十分な図書費を配当し、学校司書を配置すること。

　　（２）統合時には、その学校で何年か経験し状況を把握した正規司書を配置すること。

　　（３）新設校については、十分な初度調弁及び図書費を配当し、完全統合初年度は学校司書を複数配置すること。

　　（４）統廃合によって不要となる施設・設備ならびに図書館資料の精選と処分に関しては当該校及び学校司書と早めに十分に協議し、その費用についても保障すること。

　　（５）**再編対象校の意見を尊重し、学びの拠点となる図書館にふさわしい施設・設備の拡充に努めること。また、書庫の確保をすること。**

　　（６）統合に関わる図書館システムの費用や引越し費用を保障すること。

　１０．標準設計の早期改正をはかり、学校図書館の機能を十分に果たせる図書館改築をすること。障がい者等すべての生徒が利用しやすいよう配慮すること。当面は標準設計の弾力的運用を行うこと。

　１１．図書館施設及び設備（特に閲覧机と椅子、書架等）の更新と拡充をはかること。

　１２．学校環境衛生基準に照らし、図書館内の温度が基準内に保てるよう全校にエアコンの設置を進めること。すでに設置してある場合は、エアコン更新および運用費用の保障をすること。

　１３．探究学習など新しい学びに対応できるよう、図書館にタブレット端末・アクセスポイント等のＩＣＴ機器を整備すること。

　１４．オンライン授業に対応できるような図書館の機器・環境を整備すること。

１５．図書館の耐震化および書架の転倒防止等の地震対策を講じること。

＊１６．キャンパス校を含む全県立高校の図書館業務用のパソコン、周辺機器及びソフトを継続的に更新すること。また、書誌データ（ＴＲＣＭＡＲＣ等）およびＴＯＯＬ－ｉを引き続き使用できるようにすること。

＊１７．図書館業務用パソコン以外にすべての学校に利用者用蔵書検索端末を設置すること。

１８．1人1台端末(ＢＹＯＤ)から蔵書検索ができるように整備すること。

１９．複数の商用オンラインデータベースを継続して利用できるようにすること。

＊２０．県立図書館の送料支援に加えて、高校間の資料等の物流の計画を早期に示すこと。

　２１．休校時の図書資料の貸出に関わる手段・送料を確保すること。

２２．「長野県子ども読書活動推進計画」の策定および運用にあたっては、学校司書を含む関係機関との話し合いの場を設けること。

２３．思想・科学・文化に対する統制をしないこと。「子どもの権利条約」にのっとった学校づくりを推進すること。図書館の自由を保障すること。

　２４．外国由来や障がいを持つ生徒を含め、すべての子どもの教育条件を等しく整備すること。